2　平成29年度からの主な変更点

■　助成メニューの整理統合（特定訓練コース・一般訓練コース・キャリア形成支援制度導入コース・職業能力検定制度導入コースに再編及び一部助成メニューの廃止）
（以下図、参照）

≪キャリア形成促進助成金≫

重点訓練コース
- 若年人材育成訓練
- 成長分野等・グローバル人材育成訓練 → 注1
- 熟練技能育成・承継訓練
- 中長期的キャリア形成訓練 → 注2
- 育休中・復職後等人材育成訓練 → 注3

雇用型訓練コース
- 特定分野認定実習併用職業訓練
- 認定実習併用職業訓練
- 中高年齢者雇用型訓練

一般型訓練コース
- 一般企業型訓練
- 一般団体型訓練 → 注4

制度導入コース
- 教育訓練・職業能力評価制度 → 注5
- セルフ・キャリアドック制度
- 技能検定合格報奨金制度
- 教育訓練休暇等制度
- 社内検定制度
- 事業主団体助成 → 注6

≪人材開発支援助成金≫

訓練関連

特定訓練コース	・労働生産性の向上に直結する訓練（新規） ・雇用型訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練
一般訓練コース	上記以外の訓練

制度導入関連

キャリア形成支援制度導入コース	・セルフ・キャリアドック制度 ・教育訓練休暇等制度
職業能力検定制度導入コース	・技能検定合格報奨金制度 ・社内検定制度・業界検定

注1）成長分野等の訓練は訓練助成の各コースで対応
注2）労働生産性の向上に直結する訓練として整理
注3）育児休業者等への訓練は訓練助成の各コースで対応
注4）事業主団体による訓練は訓練助成の各コースで対応
注5）廃止
注6）業界検定を除く教育訓練制度等については廃止

■　名称をキャリア形成促進助成金から人材開発支援助成金へ変更。

■　労働生産性が向上している企業については、助成率・助成額を引き上げる。
（P.5参照）

■　「成長分野等・グローバル人材育成訓練」のうち「成長分野等」の訓練を見直し。
　特定訓練コースについて、助成対象時間の要件を20時間以上から10時間以上に緩和するとともに、支給限度額を1,000万円とする。

■　制度導入コースについて、大企業への助成及び「教育訓練・職業能力評価制度導入助成」を廃止し、キャリア形成支援制度導入コース及び職業能力検定制度導入コースの2つのコースに再編。

■　事業主団体等が実施する訓練について、特定訓練コースまたは一般訓練コースの要件を満たす全ての訓練を助成対象とする。
　また、「事業主団体助成制度導入助成」のうち「教育訓練・職業能力評価制度の作成」及び「教育訓練プログラムの開発」に対する助成については、平成２８年度限りで廃止。

■　東日本大震災に伴う特例措置について、平成30年３月31日まで延長する。